

下北地域公共交通計画策定事業業務委託仕様書

本仕様書は、下北地域公共交通総合連携協議会（以下「発注者」という。）が実施する下北地域公共交通計画策定事業業務（以下「本業務」という。）に関して必要な事項を定めるとともに、受注者が履行しなければならない事項を定めるものである。

1 業務名

下北地域公共交通計画策定事業業務委託

2 業務の目的

下北地域では、地域が目指す将来像を実現するために、公共交通のあるべき姿を示すとともに、地域が抱える公共交通の問題・課題に対して、将来的にも住民の生活を支える「持続可能な公共交通体系」の構築に向けた考え、取り組みなどを定めるため、下北圏域定住自立圏共生ビジョンや下北圏域を構成する各市町村における取り組み、まちづくり、観光、商業などの他分野とも連携・整合性を図りながら、公共交通のマスタープランとなる「下北地域公共交通網形成計画」を平成30年3月に策定している。

計画策定から約6年経過し、むつ市川内地区及びむつ市から東通村方面に運行していた路線バスの廃止、青森・佐井離島航路の廃止、JR大湊線をはじめとする地方ローカル線の存廃問題、2024年問題に伴うバス事業者及びタクシー事業者の運転手不足等といった様々な問題が生じており、地域の公共交通を取り巻く環境は大きく変化しており、今後も大変厳しい状況が続いていくことが懸念される。

本業務は、地域における公共交通を取り巻く問題・課題を整理し、効果的かつ効率的な公共交通体系への見直しを図るとともに「持続性の高い公共交通ネットワーク」の構築に向けた基本方針を定め、目指すべき目標を設定し、その達成に向けた具体的事業及び施策を定めるため「下北地域公共交通計画」の策定に係る業務を円滑に遂行することを目的とする。

3 業務委託期間

契約締結日から令和7年3月31日までとする。

4 業務の対象地域

青森県むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村

5 業務内容

(1) 下北地域公共交通網形成計画の検証

下北地域公共交通網形成計画における施策や事業の実施状況及び指標や数値目標等を整理し、計画の実績確認と効果の検証及び評価を行う。

(2) 下北地域の公共交通に関する実態やニーズ等の把握

① 既存の資料やデータ等から下北地域の人口、産業、主要施設の分布状況、上位関連計画等について、整理・分析を実施する。

② 下北地域における公共交通事業者や住民及び利用者の代表に対して、地域における公共交通の実態やニーズ等を把握するための調査を実施する。

また、調査手法や調査対象については提案事項とするが、発注者と連携して調査を実施するものとする。

(3) 下北地域の公共交通の利用状況等に関する各種調査

① 下北地域における公共交通の利用状況等を把握するためのアンケート調査
ア 調査項目や調査対象等については提案事項とするが、発注者と連携して調査を実施するものとする。

イ 受注者は主に調査設計、アンケート調査結果の集計、調査結果の分析を担当し、発注者は主にアンケート対象者の抽出、アンケート調査票の印刷、発送、回収を担当する。（アンケート調査票の印刷、発送、回収に係る費用は発注者側の負担とする。）

ウ アンケートの配布枚数は、むつ市（旧むつ）1,300枚程度、むつ市旧町村900枚程度、大間町300枚程度、東通村300枚程度、風間浦村300枚程度、佐井村300枚程度を想定。

② 下北地域における路線バスの利用状況等を把握するための乗降調査

ア 調査項目、調査手法や調査対象等については提案事項とするが、発注者と連携して調査を実施するものとする。

イ 受注者は主に調査設計、乗降調査結果の集計、調査結果の分析を担当し、発注者が主に調査票の印刷、乗降調査の実施を担当する。（調査票の印刷、乗降調査の実施に係る費用は発注者側の負担とする。）

(4) 下北地域における公共交通の現状分析

(2)下北地域の公共交通に関する実態やニーズ等の把握、(3)下北地域の公共交通の利用状況等に関する各種調査を踏まえ、下北地域における公共交通の現状分析を行う。

(5) 下北地域公共交通計画（案）のとりまとめ

- ① 実態やニーズの把握、各種調査の結果、現行計画、関連計画等との整合性を図り、下北地域にとって望ましい「持続性の高い公共交通ネットワーク」を構築するため、下北地域公共交通計画（案）を取りまとめる。
- ② 計画期間は令和7年度～令和11年度までの5ヶ年計画とする。
- ③ 計画の取りまとめにあたっては、下北5市町村（むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村）が実施している交通施策や今後予定をしている交通施策との連携を図る。

(6) 協議会の開催支援

- ① 計画策定にあたり、下北地域公共交通総合連携協議会の開催を支援する。
- ② 具体的には、協議会内での計画の説明補助等を行う。
- ③ なお、対面での協議会の開催予定回数は2回以上を想定。

(7) 打合せ協議

- ① 業務を円滑かつ効果的に遂行するため、事務局との打合せ協議を行うこととする。
- ② 事業の開始時と計画案の取りまとめ（1回目）の最低2回は、事務局があるむつ市役所内で直接打合せ協議を実施すること。

6 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。

- (1) 業務報告書（A4版） 5部
- (2) 下北地域公共交通計画（A4版） 5部
- (3) 上記電子記録媒体（CD-R） 2枚

※電子記録媒体については、(1)(2)それぞれをPDF及び加工可能なデータ形式（Word、Excel、PowerPoint）で作成する。

7 資料の貸与

受注者は、本業務に必要な資料を発注者より借り受けるものとするが、適正な管理に努めるとともに、業務完了後、速やかに返却するものとする。

8 検査

本業務実施中、受注者は必要に応じて発注者の部分検査を受け、業務完了後は最終検査を受けるものとする。

なお、加除・訂正等の指示を受けた場合は、速やかにその指示に従うものとし、それに要する経費は受注者が負担するものとする。

9 その他

(1) 法令等の遵守

受注者は、本業務の履行にあたり関連する法令等を遵守しなければならない。

(2) 費用の負担

本業務に伴う必要な経費は、仕様書に明記のないものであっても原則として受注者の負担とする。

(3) 秘密の保持

受注者は、本業務により得られた成果品及び資料、情報等は発注者に許可なく第三者に公表、漏洩してはならない。

(4) 損害賠償

受注者は、本業務中に生じた事故に対する一切の責任を負うものとし、事故の状況等を速やかに発注者に報告し、受注者の指示に従うものとする。

(5) 所有権等

① 成果品の所有権、著作権及び利用権は発注者に帰属するものであり、発注者に承認を得ずに複製したり、他に公表したりしてはならない。

② 第三者の著作権等に抵触するものについては、受注者の責任において処理するものとする。

(6) 協議

本仕様書に定めのない事項や業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議し、その指示に従うものとする。